

警務甲達第26号
生企甲達第26号
刑企甲達第32号
交企甲達第26号
警公甲達第18号
令和2年7月8日

〔改正 令和5年3月2日〕
警サポ甲達第1号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察における死傷者多数事案発生時の指定被害者支援要員等運用要領の制定について

犯罪被害者等に対する各種支援については、指定被害者支援要員運用要領の制定について（令和2年警務甲達第25号）に基づき組織を挙げて取り組んでいるところであるが、特に死傷者が多数に及ぶ事件・事故の発生時には、その初期段階から組織的かつ総合的な被害者支援が必要不可欠である。

よって、「福井県警察における死傷者多数事案発生時の指定被害者支援要員等運用要領」を別添のとおり制定し、令和2年7月8日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

福井県警察における死傷者多数事案発生時の指定被害者支援要員等運用要領

第1 目的

この要領は、死傷者が多数に及ぶ事件・事故が発生し、当該事件・事故の発生地を管轄する所属のみでは、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対する被害者支援を十分に実施することができないおそれがある場合において、当該事件・事故の被害者等に対する組織的かつ総合的な被害者支援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象事案

この要領における集中運用対象事案（以下「対象事案」という。）とは、死者がおおむね5人以上又は死傷者がおおむね10人以上の事件・事故、その他事案の内容、被害者の状態、社会的反響等を勘案し、組織的かつ総合的な被害者支援を実施する必要があると本部長が認めるものをいう。

第3 集中運用の対象となる者

対象事案において、集中運用の対象となる者（以下「支援要員等」という。）は、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）を除く警察本部の警察職員の中から各部長が指定した者（以下「本部支援要員」という。）及び指定被害者支援要員運用要領（令和2年警務甲達第25号別添）に定める警察署の指定被害者支援要員とする。

第4 被害者支援現地対策室の設置等

1 設置

警務部長は、対象事案の被害者支援を実施するため、事案発生地を管轄する所属その他適切と認める場所に被害者支援現地対策室（以下「現地対策室」という。）を設置する。警務部長は、対象事案に係る被害者支援全般を総括し、県民サポート課長は、警務部長を補佐する。

2 体制及び任務

(1) 被害者支援現地対策室長の設置

現地対策室に被害者支援現地対策室長（以下「対策室長」という。）を置き、県民サポート課被害者支援室長をもって充てる。ただし、これにより難しいときは、警務部長が指名した者をもって充てる。対策室長は、事案発生地を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）の指揮を受け、対象事案に係る被害者支援全般を統括する。

なお、県民サポート課被害者支援室員は、対策室長を補佐し、現地対策室の円滑な運営に当たるものとする。

(2) 総括班、被害者支援班及びカウンセリング班の設置

現地対策室に総括班、被害者支援班及びカウンセリング班を設置し、各班の班長及び班員は対策室長が指名する者をもって編成する。各班の任務については、被害者支援現地対策室の体制及び任務（別表第1）のとおりとする。

第5 支援要員等の集中運用

1 第一次派遣

(1) 派遣の要請

署長等は、対象事案の被害者支援を組織的に実施するため、指定被害者支援要員等集中運用要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）により、県民サポート課長を経由して警務部長に派遣要請を行う。

なお、急を要する場合は、口頭により申請し、後日要請書を送付する。

(2) 支援要員等の決定

警務部長は、現地対策室に派遣する支援要員等の派遣元所属及び人数等について、指定被害者支援要員は指定被害者支援要員等派遣所属表（別表第2）に指定する第一次派遣所属の中から支援要員等派遣数の範囲内で、本部支援要員は各部ごとに支援要員等派遣数の範囲内で決定する。

(3) 支援要員等の派遣

第一次派遣の依頼を受けた派遣元所属は、派遣する支援要員等を選定し、車両帯同の上、現地対策室に派遣する。

(4) 支援要員等の使用車両

支援要員等は、原則として帯同した車両を使用する。帯同した車両以外に車両が必要となった場合は、対策室長が署長等と調整を行う。

2 第二次派遣

署長等は、第一次派遣による支援要員等では人員が不足する場合は、県民サポート課長を経由して警務部長に第二次派遣の要請を行う。第二次派遣の要請は、口頭により申請することができる。その他支援要員等の決定等については、1の手續に準じて行う。

3 派遣期間

支援要員等の派遣期間は、おおむね1週間とする。ただし、警務部長は、被害者等への支援状況等を勘案の上、当該派遣期間を延長することができる。

4 現地対策室の解散

警務部長は、被害者等に対する付添い、情報提供、ヒアリング等の初期的段階の被害者支援を終了したと認める場合には、署長等と協議の上、現地対策室を解散し、派遣された支援要員等を派遣元所属に帰任させる。

5 支援実施票の作成

支援要員等は、派遣が終了した場合には、派遣被害者支援要員等支援実施票（別記様式第2号）を作成し、対策室長に提出する。

第6 捜査本部との連携

現地対策室と対象事案の捜査本部は、相互に緊密な連携を図り、被害者支援及び捜査活動に支障が生じることがないように努める。

第7 報告

1 実施状況

署長等は、対象事案に係る被害者支援実施状況について、必要の都度、県民サポート課長を経由して本部長に報告する。ただし、特異事項その他緊急な対応を要する事項については、速報する。

2 本部支援要員の指定

各部長は、あらかじめ、別表第2に定める支援要員等派遣数に基づき、部内の警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の中から、被害者支援に関して適任と認められる者を本部支援要員として指定（人事異動の際は、発令日から2週間以内に新たに指定）し、本部支援要員名簿（別記様式第3号）により、県民サポート課長を經由して本部長に報告する。ただし、警務部支援要員等派遣数は、被害者支援室員を除くものとする。

第8 文書の管理

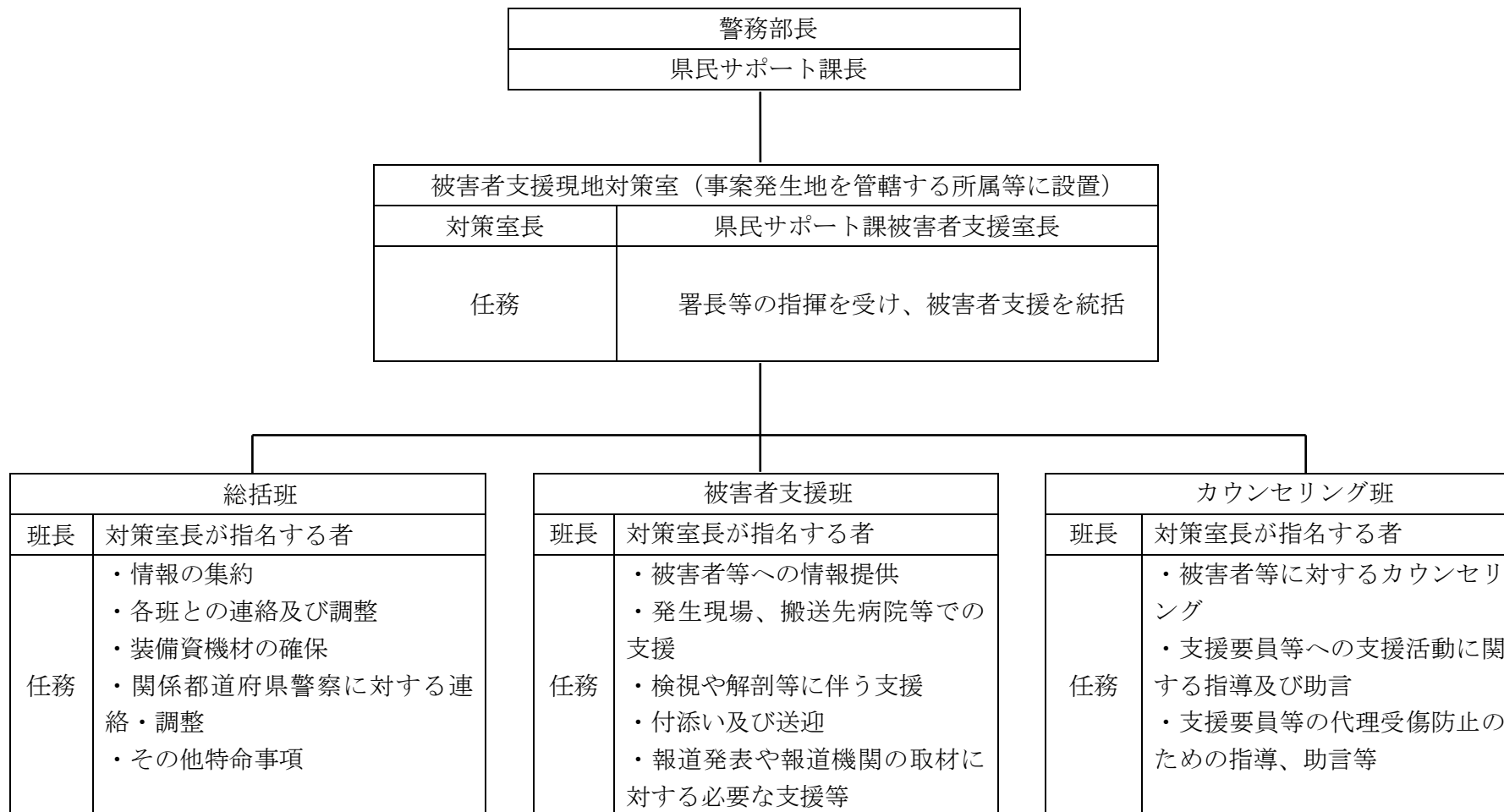
- 1 要請書は、高速隊の事件指導を担当する係又は警察署の事件担当課において保管する。
- 2 派遣被害者支援要員等支援実施票は、高速隊の事件指導を担当する係又は警察署の事件担当課において保管し、保存期間は暦年で3年とする。ただし、公判対応や支援活動を再開する可能性があるなど、当該文書を保存しておく必要がある場合は、被害者支援室と協議の上、適宜保存期間を延長することができる。
- 3 本部支援要員名簿は、警察本部の各部庶務担当課において保管する。

第9 その他

航空機、船舶、列車等の事故や大規模な火災、爆発、雑踏事故等の突発重大事案が発生し、突発重大事案警備本部又は現地警備本部を設置した場合の被害者支援の運用は、この要領のほか、別に定めるところによるものとする。

別表第1

被害者支援現地対策室の体制及び任務



別表第2

指定被害者支援要員等派遣所属表

| 派遣先所属 | 第一次派遣所属 | 第二次派遣所属 |
|-------|----------------------|-------------------------------|
| 高速隊 | 事案発生地を管轄する警察署に準ずる。 | |
| 福井署 | 福井南署、坂井署、鯖江署、越前署 | 大野署、勝山署、あわら署、坂井西署、敦賀署、小浜署 |
| 福井南署 | 福井署、鯖江署、越前署 | 大野署、勝山署、あわら署、坂井署、坂井西署、敦賀署、小浜署 |
| 大野署 | 福井署、福井南署、勝山署 | あわら署、坂井署、坂井西署、鯖江署、越前署、敦賀署、小浜署 |
| 勝山署 | 福井署、福井南署、大野署 | あわら署、坂井署、坂井西署、鯖江署、越前署、敦賀署、小浜署 |
| あわら署 | 福井署、福井南署、坂井署、坂井西署 | 大野署、勝山署、鯖江署、越前署、敦賀署、小浜署 |
| 坂井署 | 福井署、福井南署、あわら署、坂井西署 | 大野署、勝山署、鯖江署、越前署、敦賀署、小浜署 |
| 坂井西署 | 福井署、福井南署、あわら署、坂井署 | 大野署、勝山署、鯖江署、越前署、敦賀署、小浜署 |
| 鯖江署 | 福井署、福井南署、越前署 | 大野署、勝山署、あわら署、坂井署、坂井西署、敦賀署、小浜署 |
| 越前署 | 福井署、福井南署、鯖江署 | 大野署、勝山署、あわら署、坂井署、坂井西署、敦賀署、小浜署 |
| 敦賀署 | 福井署、福井南署、鯖江署、越前署、小浜署 | 大野署、勝山署、あわら署、坂井署、坂井西署 |
| 小浜署 | 福井署、福井南署、鯖江署、越前署、敦賀署 | 大野署、勝山署、あわら署、坂井署、坂井西署 |

※ 本部支援要員は、全ての所属を派遣先とする。

○ 支援要員等派遣数

| 指定被害者支援要員 | | |
|-----------|-------|----------|
| | 派遣元所属 | 支援要員等派遣数 |
| 警察署 | 福井署 | 3 |
| | 福井南署 | 2 |
| | 大野署 | 1 |
| | 勝山署 | 1 |
| | あわら署 | 1 |
| | 坂井署 | 1 |
| | 坂井西署 | 1 |
| | 鯖江署 | 2 |
| | 越前署 | 2 |
| | 敦賀署 | 2 |
| | 小浜署 | 1 |

| 本部支援要員 | | |
|--------|-------|----------|
| | 派遣元所属 | 支援要員等派遣数 |
| 警察本部 | 警務部 | 5 |
| | 生活安全部 | 5 |
| | 刑事部 | 5 |
| | 交通部 | 5 |
| | 警備部 | 5 |

様式省略